

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る契約締結については、令和8年度予算が成立し予算の事務手続きが整ったことを条件とします。また、状況に応じて本公告を取り下げる場合があります。

本事業は、令和8年3月から適用する労務単価の適用事業です。

令和8年3月11日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 点検業務委託の名称及び指定点検時間数

点検業務委託の名称	指定点検回数・時間		1回当たりの点検人員
安祥寺山国有林外鹿等防護柵点検委託業務	88回	1408時間	2名

(2) 委託期間： 契約締結の翌日から令和9年3月12日まで

(3) 点検内容： 「鹿等防護柵点検委託業務仕様書」による。

(4) 作業場所： 京都府京都市 安祥寺山国有林19い1林小班外

(5) 入札方法

入札書には、物件ごとに1時間当たりの単価を記載するとともに、記載した単価に上記(1)の指定巡視時間を乗じて算出した合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。

なお、電子調達システムを利用して入札に参加する場合は、物件ごとの1時間当たりの単価に上記(1)の指定巡視時間を乗じて算出した合計額をシステムに入力すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本点検業務委託の入札に参加できる者は、以下のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必

要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のうち「その他」において、「A、B、C又はD」の等級に格付けされ、「近畿」地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日の間に、本入札に付する業務と同種又は類似の委託業務を請け負った実績を証明できる者であること。  
同種業務：山林内の鹿等防護柵点検委託業務  
類似業務：巡視委託業務、調査委託業務または各種請負業務(国有林野事業発注または地方公共団体発注事業)
- (5) 開札の時ににおいて、競争参加資格のある者であること。
- (6) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 担当部局：〒602-8054  
京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102  
京都大阪森林管理事務所 総務グループ  
電話 075-414-9822  
メールアドレス：nyusatsu\_kyoto@maff.go.jp
- (2) 本競争の参加希望者は、2(3)及び(4)の資格を有することを証明した書類の写しを提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

##### ア 電子調達システムで参加する場合

##### (ア) 提出方法

電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル
- ・ 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・ 圧縮ファイルLZH形式

なお、送信した申請書等の差替え及び追加提出については、(イ)の提出期間内において受け付けるが、必ず(1)の担当部局に連絡し、許可を受けてから提出すること。

(イ) 提出期間：令和8年3月12日(木)9時00分から令和8年3月26日(木)17時00分まで(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

##### イ 紙入札により参加する場合

(ア) 原則として電子メールにより提出するものとし、(1)のメールアドレスに(イ)の提出期間内に必着とする。

なお、提出した申請書類の差替え及び追加提出については、(イ)の提出期間内に受け付ける。

(イ) 提出期間：令和 8 年 3 月 12 日(木)から令和 8 年 3 月 26 日(木)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日等」という。)の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで(12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。)

(ウ) 提出場所：(1)に同じ。

(4) 上記(3)に規定する期限までに申請書類及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

なお、競争参加資格がないことが確認された者には、令和 8 年 4 月 2 日(木)17 時 00 分までに、その旨を電子調達システム、電話等により連絡する。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

(1) 場 所：〒602-8054

京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

京都大阪森林管理事務所 総務グループ

電話 075-414-9822

(2) 日 時：令和 8 年 3 月 11 日(水)から令和 8 年 4 月 8 日(水)まで(休日等を除く。)の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで(12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。)

(3) 入札説明書及び入札注意書の交付方法

資料は無料である。入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。なお、ダウンロードが不可能な場合は、電子データで交付するのでデータを記録することができる記録媒体(CD-R、CD-RWに限る。)を持参し窓口で申し出ること。入札説明書及び閲覧図書の郵送での配布はしない。

#### 5 入札、開札の場所及び日時

(1) 電子調達システムで参加する場合

ア 入札の日時

令和 8 年 4 月 3 日(金) 9 時 00 分から令和 8 年 4 月 9 日(木) 9 時 30 分までに入札金額の送信を行うこと。

イ 開札の場所及び日時

・場 所：京都大阪森林管理事務所 会議室

・日 時：令和 8 年 4 月 9 日(木)10 時 00 分紙入札締切後、速やかに開札とする。

(2) 紙入札で参加する場合

ア 入札の場所及び日時

・場 所：京都大阪森林管理事務所 会議室

・日 時：令和 8 年 4 月 9 日(木)10 時 00 分入札後、速やかに開札とする。

イ 開札の場所及び日時

(1)イと同様

入札書は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。電送等によるものは受け付けない。

郵送の方法は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には巡視業務委託の名称及び商号又は氏名を朱書きし、外封筒には「令和 8 年 4 月 9 日(木)開札、安祥寺山国有林外鹿等防護柵点検委託業務の入札

書在中」と朱書きし、令和8年4月8日(水)17時00分までに必着すること(送付先は、4(1)に同じ。)

競争参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格(全省統一資格)の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

なお、「資格審査結果通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

また、再入札を行う場合は、その場で引き続き行うので、郵便入札を行った者は再入札へは参加できない。

## 6 その他

(1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

契約は、当該委託業務の落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額))をもって契約金額とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

### お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページをご覧ください。

URL : [http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki\\_hoji/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について、(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略など取り組んでいます。